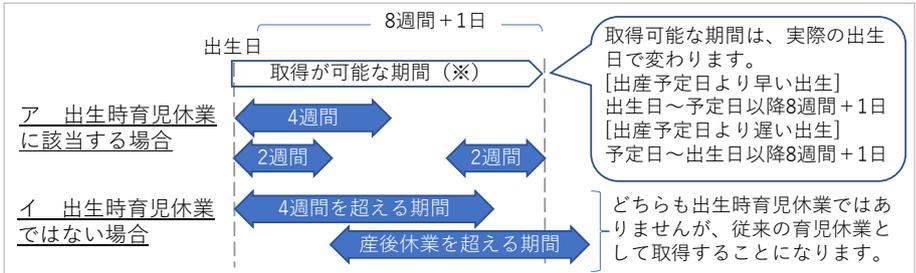


育児介護休業法の改正（2022 年 10 月施行分）

先月号で施行日未定とお伝えした内容を紹介いたします。施行日は政令にて令和 4 年 10 月となりそうです。

1. 出生時育児休業の新設（+従来のパパ休暇の削除）

男性の育児休業促進策として、従来の育児休業から一定の期間を抜き出し、出生時育児休業として別の取扱いを行うこととなります。具体的には子の出生日から労働基準法での産後休業終了日までの期間内※に 4 週間以内の期間を定めて取得の申出をすると出生時育児休業となります。



（右図）。ただし有期契約者は、出生日（出産予定日前の出生の場合は出産予定日）から起算して 8 週間経過日の翌日から 6 か月経過日までに、契約満了することが明らかでない者のみ申出可能です。

出生時育児休業の特徴の 1 つに就業を認めている点があります。現在雇用保険の育児休業給付においては一部の就労を可能としています。その場合でも一時的・臨時的就労に限られています。本来育児介護休業法においては、労働の義務がなくなる育児休業中に事業主は就業させてはいけないと解釈されており、これは法改正でも変わりません。出生時育児休業のみ法律で就業が定義され、一定の範囲内で可能になります。

出生時育児休業時に就業をさせるために必要なこと
 ・対象者を明確にした労使協定の締結 ・労働者の希望により就業日・時間を申し事業主と調整して同意する手続
 ・就業可能な日・時間の上限は休業期間中の労働日・所定労働時間の 2 分の 1
 また、労使協定に相談体制の整備や研修の実施などの雇用環境の整備措置のうち講じる 2 以上の措置内容を記載した場合は、出生時育児休業の申出を、原則の 2 週間前を超えて最長 1 か月前までの間で設定できます。

2. 1 歳までの育児休業の分割取得と、その後の育児休業開始日の柔軟性

現在は特別な事由に該当しない限り、育児休業は複数回取得することができませんが、この改正法の施行後は、育児休業を分割して 2 回まで取得することが可能となります。出生時育児休業が取れる方であれば、子が 1 歳までの期間で最大 4 回育児休業が取得できることとなります。

また、1 歳 6 か月まで・2 歳までの育児休業について、現在は開始日をそれぞれ 1 歳の誕生日、1 歳 6 か月到達の翌日にしなければなりません。配偶者が育児休業を取得している場合にはその終了予定日までの間に開始日を設定できるようにし、結果的に配偶者と交代または途中から取得できるようになります。

<参考> 令和 4 年 10 月以降 育児休業の違い

	出生時育児休業	1 歳までの育児休業
取得が可能な期間	出生日から 8 週間を経過する日の翌日までの間 (予定日前後の出生の場合は図に記載)	子が 1 歳になるまで
取得できる育児期間	最大 28 日 (理由問わず) 2 回まで	上の期間内で申出た期間 (理由問わず) 2 回まで
申出の期限	休業の 2 週間前まで(労使協定で 1 か月前まで可)	休業の 1 か月前まで
労使協定の除外	①申出日から 8 週間以内の雇用関係終了が明らか ②1 週間の所定労働日数が 2 日以下	①継続雇用期間 1 年未満 ②申出日から 1 年以内の雇用関係終了明らか ③1 週間の所定労働日数が 2 日以下

3. 育児休業給付の見直し

上記 1、2 に対応するよう、雇用保険法施行規則が変更されます。休業開始時賃金証明書は同一の子について 2 回以上の育児休業をした場合には初回休業のみ求める、出生時育児休業給付金の就労日数及び時間の上限は休業取得期間に比例して変動させ最大 4 週間取得で 10 日 (80 時間) とする、などになりそうです。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は禁止
 Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL 03-3369-7411/8411
 FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711